

大規模研究開発の事前評価の フォローアップについて（案）

総合科学技術会議では、内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を実施している。

この評価の一環として、総合科学技術会議は平成17年度に、平成18年度から開始予定の大規模研究開発を対象とする事前評価を実施したところであり、これらの評価結果については、関係大臣に意見具申し、推進体制の改善や資源配分への反映を求めるとした。

評価結果の実施状況については、評価専門調査会においてフォローアップを行うこととしており、今般、これらの研究開発が、開始後約1年を経過したことから、実際に実施されている研究開発の概要や評価における指摘事項への対応状況等を確認し、必要な指摘を行うとともに、併せて本評価に伴う問題点についても検討し、今後の改善に資するものとする。

1. 対象研究開発・担当府省

研究開発名	府省名
X線自由電子レーザーの開発・共用	文部科学省
戦略的基盤技術高度化支援事業	経済産業省

上記案件と同時期に事前評価を行った「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」については、平成18年10月にフォローアップを実施し、また、本年度、別途評価を行う予定。

2. 調査・検討の体制及び日程

評価専門調査会において、以下のとおり行う。

【6月】

関係府省等よりヒアリング

対象研究開発について、順次ヒアリングを行い、対応状況等を確認・検討

コメントの提出

議員・専門委員等よりコメントを書面提出、事務局で整理

【7月中旬】

必要に応じ、関係府省等より追加ヒアリング
フォローアップ結果の検討、とりまとめ

3. ヒアリング項目

研究開発の概要(目的、研究開発の体制・計画及び経費、取組状況、今後の予定等)

事前評価における指摘事項等への対応状況

その他

ヒアリングは、総合科学技術会議における事前評価の結果が、研究開発の実施計画や運営体制の改善等に適切に反映されたかの確認を基本として行う。

4. フォローアップの方法

評価専門調査会において、関係府省等より上記の項目についてヒアリングを行うことにより、総合科学技術会議が大規模研究開発を対象として行った事前評価の結果の実施・活用状況やこれらについての問題点等を把握し、今後の研究開発の推進や大規模研究開発の事前評価の改善に資するように、フォローアップ結果のとりまとめを行う。